

通達甲（交．総．管）第4号

平成6年3月30日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

高速自動車国道等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定等
について

高速自動車国道及び自動車専用道路（以下「高速自動車国道等」という。）における警察官の職権行使に関する東京都公安委員会と関係公安委員会との協定（以下「基本協定」という。）、警視総監と関係警察本部長との基本協定に基づく細目事項の協定（以下「細目協定」という。）及び警視庁交通部長と関係警察本部交通部長との細目協定に基づく覚書（以下「覚書」という。）は、次のとおりであるから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、次の通達は、廃止する。

- 1 高速自動車国道および自動車専用道路における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定等について（昭和47年1月4日通達甲（交．総．管）第1号）
- 2 京葉道路等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定について（昭和53年12月12日通達甲（交．総．管）第108号の2）
- 3 首都高速道路等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定について（昭和57年5月25日通達甲（交．総．管）第17号）
- 4 常磐自動車道等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定について（昭和60年1月24日通達甲（交．総．管）第2号）
- 5 東北自動車道等における交通取締り等に関する警察官の職権行使の協定について（昭和62年9月9日通達甲（交．総．管）第23号）
- 6 高速5号池袋線等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定について（平成2年11月26日通達甲（交．総．管）第33号）

記

第1 趣旨

高速自動車国道等における交通取締り等の職権行使に関する基本協定、細目協定及び覚書（以下「協定等」という。）については、各路線ごとに、それぞれの通達により周知徹底しているところであるが、平成4年11月27日東京外環自動車道の供用開始に伴い、東京外環自動車道が東北自動車道及び常磐自動車道と接続し、平成5年10月26日には首都高速5号線と、さらに、平成6年3月30日には関越自動車道と接続したため、これら高速自動車国道等に係る職権行使の協定等が改訂されたほか、東京外環自動車道に係る協定等が新たに締結されるなど、高速自動車国道等における職権行使に関する協定等が複雑多岐になったことから、新規協定等と既存の各種協定等に関する通達を一本化し、各種協定等の理解を容易にすることにより、更に適正な職権行使を期するものである。

第2 協定等

別表のとおり

第3 協定の要点

1 中央自動車道及び首都圏中央連絡自動車道

(1) 基本協定区域

ア 中央自動車道

当庁の職権行使の区域は、八王子市と神奈川県相模原市との境界から西に30.7キロメートルまでとする。

イ 首都圏中央連絡自動車道

当庁の職権行使の区域は、青梅市と埼玉県入間市との境界から北に19.8キロメートルまで及び八王子市と神奈川県相模原市との境界から南に24.6キロメートルまでとする。

(2) 警ら区域等

ア 中央自動車道

(ア) 当庁の警ら区域及び交通法令違反の取締区域は、山梨県内大月インターチェンジまでとする。

(イ) 当庁の交通事故事件の処理区域は、神奈川県内相模湖インターチェンジまでとする。

イ 首都圏中央連絡自動車道

(ア) 当庁の警ら区域及び交通法令違反の取締区域は、埼玉県内鶴ヶ島ジャンクションまで及び神奈川県内海老名ジャンクションまでとする。

(イ) 当庁の交通事故事件の処理区域は、神奈川県内相模原インターチェンジまでとする。

2 東名高速道路

(1) 基本協定区域

当庁の職権行使の区域は、世田谷区と神奈川県川崎市との境界から西南に50キロメートルまでとする。

(2) 警ら区域等

ア 当庁の警ら及び交通法令違反の取締区域は、神奈川県内横浜インターチェンジまでとする。

イ 当庁の管轄区域における交通事故事件の処理は、神奈川県警察が行うものとする。

3 第三京浜道路

(1) 基本協定区域

当庁の職権行使の区域は、東京都と神奈川県との境界から東に800メートル、西に2キロメートルまでとする。

(2) 警ら等

当庁の管轄区域における警ら、交通法令違反の指導取締り及び交通事故事件の処理は、原則として神奈川県警察が行うものとする。

4 保土ヶ谷バイパス

(1) 基本協定区域

当庁の職権行使の区域は、町田市と神奈川県横浜市との境界から南東に3.9キロメートルまでとする。

(2) 警ら等

当庁の管轄区域における警ら、交通法令違反の指導取締り及び交通事故事件の処理は、神奈川県警察が行うものとする。

5 常磐自動車道等

(1) 基本協定区域

当庁の職権行使の区域は、足立区と埼玉県八潮市との境界から北に50キロメートルまでとする。

(2) 警ら区域等

ア 当庁の警ら及び交通法令違反の取締区域は、埼玉県内三郷インターチェンジまでとする。

イ 協定区域における交通事故事件の処理は、当該事件の発生地を管轄する警察が行うものとする。

6 東北自動車道等

(1) 基本協定区域

当庁の職権行使の区域は、足立区と埼玉県川口市との境界から西北に49.3キロメートルまでとする。

(2) 警ら区域等

ア 当庁の警ら及び交通法令違反の取締区域は、埼玉県内浦和料金所までとする。

イ 当庁の交通事故事件等の処理区域は、埼玉県内川口ジャンクションまでとする。

7 関越自動車道

(1) 基本協定区域

当庁の職権行使の区域は、練馬区と埼玉県新座市との境界から西北に50キロメートルまでとする。

(2) 警ら区域等

ア 当庁の警ら及び交通法令違反の取締区域は、埼玉県内鶴ヶ島インターチェンジまでとする。

イ 当庁の管轄区域における交通事故事件等の処理は、埼玉県警察が行うものとする。

8 東京外環自動車道等

(1) 基本協定区域

ア 東京外環自動車道

当庁の職権行使の区域は、練馬区と埼玉県和光市との境界から東に34.8キロメートルまで及び葛飾区と千葉県松戸市との境界から南に12.2キロメートルまでとする。

イ 首都高速7号小松川線、国道14号及び16号（京葉道路）並びに千葉東金道路

当庁の職権行使の区域は、江戸川区と千葉県市川市との境界から東に50キロメートルまでとする。

ウ 東京都道高速湾岸線、千葉県道高速湾岸線、東関東自動車道水戸線及び新空港自動車道

当庁の職権行使の区域は、江戸川区と千葉県浦安市との境界から東に50キロメートルまでとする。

(2) 警ら区域等

ア 東京外環自動車道

(ア) 当庁の警ら区域及び交通法令違反の取締区域は、千葉県内高谷ジャンクションまでとする。

(イ) 当庁の管轄区域における交通事故事件の処理は、埼玉県警察が行うものとする。

イ 首都高速7号小松川線、国道14号及び16号（京葉道路）並びに千葉東金道路

(ア) 当庁の警ら区域及び交通法令違反の取締区域は、千葉県内幕張インターチェンジまでとする。

(イ) 協定区域における交通事故事件の処理は、当該事件の発生地を管轄する警察が行うものとする。

ウ 東京都道高速湾岸線、千葉県道高速湾岸線、東関東自動車道水戸線及び新空港自動車道

(ア) 当庁の警ら区域及び交通法令違反の取締区域は、千葉県内湾岸習志野インターチェンジまでとする。

(イ) 協定区域における交通事故事件の処理は、当該事件の発生地を管轄する警察が行うものとする。

9 首都高速5号線等

(1) 基本協定区域

当庁の職権行使の区域は、板橋区と埼玉県和光市との境界から北に3.1キロメートルまでとする。

(2) 警ら区域等

当庁の警ら区域、交通法令違反の取締区域及び交通事故事件等の処理区域は、埼玉県内美女木ジャンクションまでとする。

10 首都高速道路1号羽田線等

(1) 基本協定区域

ア 当庁の職権行使の区域は、大田区と神奈川県川崎市との境界から西に16.1キロメートルまでとする。

イ 協定の対象道路は、首都高速道路1号羽田線、首都高速道路神奈川1号横羽線、首都高速道路神奈川5号大黒線及び首都高速道路湾岸線とする。

(2) 警ら区域等

ア 当庁の警ら及び交通法令違反の取締区域は、神奈川県内生麦ジャンクション及び大黒

ジャンクションを経由する区域までとする。

イ 協定区域における交通事故事件の処理は、当該事件の発生地を管轄する警察が行うものとする。

第4 運用上の留意事項

- 1 協定区域内においては、交通の円滑と危険の防止を図るため、交通取締り等の職権行使ができるものであり、その他の事案については、あくまでも管轄区域内にとどまるので、これを広義に解し、行き過ぎの職権行使のないように留意すること。
- 2 協定都県警察は、高速道路の特性上、協定区域内における交通取締り等について、一体的な交通警察活動を行うことが要請されるので、相互援助及び協力を努めること。
- 3 当庁管内の東京外環自動車道及び関越自動車道においては、埼玉県警察が交通事故処理を行うこととされたが、この区域を管轄する警察署又は担当する高速道路交通警察隊は、これにより固有の管轄権がなくなるものではないことに留意すること。

別表

中央 ・ 圏 東 名 ・ 第 三 京 浜	中央自動車道及び首都圏中央連絡自動車道における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定	東京都公安委員会 埼玉県公安委員会 神奈川県公安委員会 山梨県公安委員会	別添1
	中央自動車道及び首都圏中央連絡自動車道における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の協定	警 視 総 監 埼玉県警察本部長 神奈川県警察本部長 山梨県警察本部長	別添2
	東名高速道路における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定	東京都公安委員会 神奈川県公安委員会	別添3
	東名高速道路における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の協定	警 視 総 監 神奈川県警察本部長	別添4
	第三京浜道路における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定	東京都公安委員会 神奈川県公安委員会	別添5
	第三京浜道路における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の協定	警 視 総 監 神奈川県警察本部長	別添6
	保土ヶ谷バイパスにおける交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定	東京都公安委員会 神奈川県公安委員会	別添7
	保土ヶ谷バイパスにおける交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の協定	警 視 総 監 神奈川県警察本部長	別添8
	中央自動車道、東名高速道路、第三京浜道路、首都圏中央連絡自動車道及び保土ヶ谷バイパスにおける交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の協定に基づく覚書	警 視 庁 交 通 部 長 神奈川県警察本部交通部長 山梨県警察本部交通部長	別添9
常磐 道等	常磐自動車道等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定	東京都公安委員会 茨城県公安委員会 埼玉県公安委員会 千葉県公安委員会	別添10
	常磐自動車道等における交通取締り等に関する警察	警 視 総 監	

	官の職権行使についての細目事項の協定	埼玉県警察本部長 茨城県警察本部長 千葉県警察本部長	別添11
東北 道等	東北自動車道等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定	東京都公安委員会 埼玉県公安委員会	別添12
	東北自動車道等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の協定	警視総監 埼玉県警察本部長	別添13
	東北自動車道等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の協定に基づく覚書	警視庁交通部長 埼玉県警察本部交通部長	別添14
関越 道	関越自動車道における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定	東京都公安委員会 埼玉県公安委員会	別添15
	関越自動車道における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の協定	警視総監 埼玉県警察本部長	別添16
	関越自動車道における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の協定に基づく覚書	警視庁交通部長 埼玉県警察本部交通部長	別添17
外環 道等	東京外環自動車道等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定	東京都公安委員会 埼玉県公安委員会 千葉県公安委員会	別添18
	東京外環自動車道等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の協定	警視総監 埼玉県警察本部長 千葉県警察本部長	別添19
	東京外環自動車道等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の協定に基づく覚書	警視庁交通部長 埼玉県警察本部交通部長 千葉県警察本部交通部長	別添20
首都 高5 号線 等	首都高速5号線等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定	東京都公安委員会 埼玉県公安委員会	別添21
	首都高速5号線等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の協定	警視総監 埼玉県警察本部長	別添22
	首都高速5号線等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の協定に基づく覚書	警視庁交通部長 埼玉県警察本部交通部長	別添23

	覚書		
首都 高1	首都高速道路1号羽田線等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定	東京都公安委員会 神奈川県公安委員会	別添24
号羽 田線 等	首都高速道路1号羽田線等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の協定	警 視 総 監 神奈川県警察本部長	別添25

別添 1

中央自動車道及び首都圏中央連絡自動車道における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定

東京都公安委員会、埼玉県公安委員会、神奈川県公安委員会及び山梨県公安委員会は、警察法（昭和29年法律第162号）第66条第2項及び警察法施行令（昭和29年政令第151号）第7条の3第2項第1号の規定に基づき、高速自動車国道中央自動車道（以下「中央道」という。）及び首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）における警視庁、埼玉県警察、神奈川県警察及び山梨県警察の警察官の交通取締り等に関する職権行使について、次のとおり協定する。

平成26年6月20日

東京都公安委員会委員長

仁 田 陸 郎

埼玉県公安委員会委員長

山 本 正 士

神奈川県公安委員会委員長

宮 崎 泰 男

山梨県公安委員会委員長

真 田 幸 子

（職権行使の区域）

第1条 警視庁、埼玉県警察、神奈川県警察及び山梨県警察の警察官は、中央道及び圏央道における交通の円滑及び危険の防止を図るため、別表に掲げる区域（以下「協定区域」という。）において、交通取締り等の職権を行使することができる。

（交通法令違反事件の処理方法）

第2条 協定区域における交通法令違反事件（交通事故に係るものを除く。）の送致は、当該事件を捜査した警察官の所属する都県警察が行うものとする。

（交通事故事件の処理方法）

第3条 協定区域における交通事故事件の送致は、当該事件の発生地を管轄する都県警察が行うものとする。ただし、第4条に規定する細目事項において定める区間における交通事故事件の送致は、当該事件を捜査した警察官の所属する都県警察が行うものとする。

（細目事項の委任）

第4条 この協定の実施について必要な細目事項は、警視総監、埼玉県警察本部長、神奈川県警察本部長及び山梨県警察本部長が別に協定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成26年6月28日から実施する。
- 2 中央高速道路における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定（昭和46年12月24日付け東京都公安委員会、神奈川県公安委員会及び山梨県公安委員会協定）及び首都圏中央連絡自動車道等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定（平成19年3月1日付け東京都公安委員会、埼玉県公安委員会及び神奈川県公安委員会協定）は、廃止する。

別表（第1条関係）

道路名	都県警察名	区 域
中央道	警視庁	東京都八王子市と神奈川県相模原市との境界から西に30.7キロメートルまでの区域
	埼玉県警察	埼玉県入間市と東京都青梅市との境界から八王子ジャンクションを経由し、東に50キロメートルまでの区域及び同境界から八王子ジャンクションを経由し、西に50キロメートルまでの区域
	神奈川県警察	神奈川県相模原市と東京都八王子市との境界から東に39.7キロメートルまでの区域及び神奈川県相模原市と山梨県上野原市との境界から西に44.4キロメートルまでの区域
	山梨県警察	山梨県上野原市と神奈川県相模原市との境界から東に49.6キロメートルまでの区域
圏央道	警視庁	東京都青梅市と埼玉県入間市との境界から北に19.8キロメートルまでの区域及び東京都八王子市と神奈川県相模原市との境界から南に24.6キロメートルまでの区域
	埼玉県警察	埼玉県入間市と東京都青梅市との境界から南に50キロメートルまでの区域
	神奈川県警察	神奈川県相模原市と東京都八王子市との境界から北に44.2キロメートルまでの区域
	山梨県警察	山梨県上野原市と神奈川県相模原市との境界から八王子ジャンクションを経由し、南に42.2キロメートルまでの区域及び同境界から八王子ジャンクションを経由し、北に44.4キロメートルまでの区域

別添 2

中央自動車道及び首都圏中央連絡自動車道における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の協定

警視総監、埼玉県警察本部長、神奈川県警察本部長及び山梨県警察本部長は、中央自動車道及び首都圏中央連絡自動車道における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定（平成26年6月20日付け東京都公安委員会、埼玉県公安委員会、神奈川県公安委員会及び山梨県公安委員会協定。以下「公安委員会協定」という。）に基づき、細目事項を次のとおり協定する。

平成26年6月20日

警 視 総 監

高 綱 直 良

埼玉県警察本部長

杵 淵 智 行

神奈川県警察本部長

松 本 光 弘

山梨県警察本部長

真 家 悟

（相互の協力）

第1条 警視庁、埼玉県警察、神奈川県警察及び山梨県警察（以下「協定都県警察」という。）は、公安委員会協定の実施に関し、相互に協力するものとする。

（警ら区域等）

第2条 協定都県警察の警察官が相互に警ら及び交通法令違反の指導取締り（以下「警ら等」という。）を行う区域（以下「細目協定区域」という。）は、公安委員会協定第1条に規定する区域のうち、原則として別表1に掲げる区域とする。

（交通事故事件の処理方法）

第3条 細目協定区域における交通事故事件の捜査は、当該事件の発生地を管轄する都県警察が行うものとする。ただし、神奈川県警察の管轄する区域のうち別表2の右欄に掲げる区域において発生した交通事故事件の捜査については、同表の中欄に掲げる都県警察が行うものとする。

（応急措置）

第4条 協定都県警察の警察官は、それぞれの協定都県警察が管轄する区域以外の細目協定区域において、交通事故事件その他交通の安全と円滑を阻害する事案（以下「事故等」という。）を認知した場合は、当該事故等についての応急措置を講ずるとともに、速やかに当該事故等の

発生地を管轄する都県警察に通報するものとする。

(協力要請等)

第5条 協定都県警察は、細目協定区域において事故等が発生した場合において、関係する協定都県警察の警察官の協力を得て事故等処理する必要があると認めるときは、当該区域内の関係する協定都県警察の警察官の協力を求め、必要により関係する協定都県警察に対し、警察官の出動その他の協力を要請することができるものとする。

(協力要請の手続)

第6条 前条の規定による警察官の出動その他の協力要請は、関東管区警察局長高速道路管理官を通じて行うものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成26年6月28日から実施する。
- 2 中央高速道路における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目的事項の協定（昭和46年12月24日付け警視総監、神奈川県警察本部長及び山梨県警察本部長協定）及び首都圏中央連絡自動車道等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目的事項の協定（平成19年3月1日付け警視総監、埼玉県警察本部長及び神奈川県警察本部長協定）は、廃止する。

別表 1 (第 2 条関係)

道 路 名	都 県 警 察 名	区 域
中央自動車道	警視庁	東京都八王子市と神奈川県相模原市との境界から山梨県内大月インターチェンジまでの区域
	埼玉県警察	埼玉県入間市と東京都青梅市との境界から八王子ジャンクションを經由し、東京都内八王子インターチェンジまでの区域及び同境界から八王子ジャンクションを經由し、神奈川県内相模湖インターチェンジまでの区域
	神奈川県警察	神奈川県相模原市と東京都八王子市との境界から東京都内高井戸インターチェンジまでの区域、神奈川県相模原市と山梨県上野原市との境界から大月ジャンクションを經由し、西宮線勝沼インターチェンジまでの区域及び同境界から大月ジャンクションを經由し、富士吉田線河口湖インターチェンジまでの区域
	山梨県警察	山梨県上野原市と神奈川県相模原市との境界から東京都内八王子インターチェンジまでの区域
首都圏中央連絡自動車道	警視庁	東京都青梅市と埼玉県入間市との境界から埼玉県内鶴ヶ島ジャンクションまでの区域及び東京都八王子市と神奈川県相模原市との境界から神奈川県内海老名ジャンクションまでの区域
	埼玉県警察	埼玉県入間市と東京都青梅市との境界から神奈川県内相模原インターチェンジまでの区域
	神奈川県警察	神奈川県相模原市と東京都八王子市との境界から埼玉県内鶴ヶ島ジャンクションまでの区域
	山梨県警察	山梨県上野原市と神奈川県相模原市との境界から八王子ジャンクションを經由し、神奈川県内相模原インターチェンジまでの区域及び同境界から八王子ジャンクションを經由し、東京都内あきる野インターチェンジまでの区域

別表2（第3条関係）

道 路 名	都 県 警 察 名	区 域
中央自動車道	警視庁	東京都八王子市と神奈川県相模原市との境界から相模湖インターチェンジまでの区域
	山梨県警察	山梨県上野原市と神奈川県相模原市との境界から相模湖インターチェンジまでの区域
首都圏中央連絡自動車道	警視庁	東京都八王子市と神奈川県相模原市との境界から相模原インターチェンジまでの区域

別添 3

東名高速道路における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定

東京都公安委員会及び神奈川県公安委員会は、警察法第66条第2項及び警察法施行令第7条の3の規定に基づき、高速自動車国道東海自動車道東京小牧線（以下「東名高速道路」という。）における警視庁と神奈川県警察（以下「協定都県警察」という。）の警察官の交通取締り等に関する職権行使について、次のとおり協定する。

昭和46年12月24日

東京都公安委員会委員長

阿 部 賢 一

神奈川県公安委員会委員長

高 田 正 巳

（職権行使の区域）

第1条 協定都県警察の警察官は、東名高速道路における交通の円滑及び危険の防止を図るため、当該道路のうち、次の各号に定める区域（以下「協定区域」という。）において、交通取締り等の職権を行使することができる。

- (1) 警 視 庁 東京都世田谷区と神奈川県川崎市との境界から西南に50キロメートルまでの区域
- (2) 神奈川県警察 神奈川県川崎市と東京都世田谷区との境界から東北に3.2キロメートルまでの区域及び神奈川県横浜市と東京都町田市との境界（厚木インターチェンジ寄り）から東北に540メートルまでの区域

（交通法令違反及び交通事故事件の処理方法）

第2条 協定区域における交通法令違反事件および交通事故事件の送致は、当該事件を捜査した警察官の所属する都県警察が行うものとする。

（細目事項の委任）

第3条 この協定の実施について必要な細目事項は、警視総監及び神奈川県警察本部長が別に協定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和46年12月24日から実施する。
- 2 東名高速道路における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定（昭和43年12月18日付け東京都公安委員会及び神奈川県公安委員会協定）は、廃止する。

別添 4

東名高速道路における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目的事項の協定

警視総監および神奈川県警察本部長は、東名高速道路における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定（昭和46年12月24日付け東京都公安委員会及び神奈川県公安委員会協定。以下「公安委員会協定」という。）に基づき、細目的事項を次のとおり協定する。

昭和46年12月24日

警視総監

本 田 丕 道

神奈川県警察本部長

警視監 畠 中 達 夫

（相互の協力）

第1条 警視庁及び神奈川県警察（以下「協定都県警察」という。）は、公安委員会協定の実施に関し、相互に協力するものとする。

（警ら区域等）

第2条 協定都県警察の警察官が、相互に警らおよび交通法令違反の指導取締り（以下「警ら等」という。）を行う区域は、公安委員会協定第1条に定める区域（以下「協定区域」という。）のうち、原則として東京インターチェンジから横浜インターチェンジの間19.7キロメートルの区域とする。

2 公安委員会協定第1条第2号に規定する神奈川県横浜市と東京都町田市との境界（厚木インターチェンジ寄り）から東北に540メートルまでの区域については、原則として神奈川県警察が警ら等を行うものとする。

（交通事故事件の処理）

第3条 協定区域における交通事故事件の処理は、原則として神奈川県警察が行うものとする。

（応急措置）

第4条 協定都県警察の警察官は、協定区域において、交通事故事件その他交通の安全と円滑を阻害する事案（以下「事故等」という。）を認知した場合は、前条に規定する場合を除き、当該事故等の一時的処理にあたるものとする。

（協力要請等）

第5条 協定都県警察は、協定区域において事故等が発生した場合において、相手方協定都県警察の警察官の協力を得て事故等を処理する必要があると認めるときは、当該協定区域内の相手

方都県警察の警察官の協力を求め、必要により相手方協定都県警察に対し、警察官の出動その他の協力を要請することができるものとする。

(協力要請等の手続)

第6条 前条の規定による警察官の出動その他の協力要請は、関東管区警察局高速道路管理官を通じて行うものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和46年12月24日から実施する。
- 2 東名高速道路における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目的事項の協定(昭和43年12月19日付け警視総監および神奈川県警察本部長協定)は、廃止する。

別添5

第三京浜道路における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定

東京都公安委員会及び神奈川県公安委員会は、警察法第60条の2および同法施行令第7条の2の規定に基づき、自動車専用道路都県道東京野川横浜線（以下「第三京浜道路」という。）における警視庁と神奈川県警察の警察官の交通取締り等に関する職権行使について、次のとおり協定する。

昭和43年12月18日

東京都公安委員会委員長

堀 切 善 次 郎

神奈川県公安委員会委員長

大 砂 吉 雄

（職権行使の区域）

第1条 警視庁と神奈川県警察の警察官は、第三京浜道路における交通の円滑と危険の防止を図るため、当該道路のうち東京都と神奈川県との境界から東に800メートル、西に2キロメートルまでの区域（以下「協定区域」という。）における事案について、それぞれ職権を行使することができる。

（交通法令違反及び交通事故事件の処理方法）

第2条 協定区域における交通法令違反事件および交通事故事件の送致は、当該事件を捜査した警察官の所属する都県警察が行うものとする。

（細目的事項の委任）

第3条 この協定の実施について必要な細目的事項は、警視総監及び神奈川県警察本部長が別に協定するものとする。

附 則

この協定は、昭和43年12月20日から実施する。

別添 6

第三京浜道路における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目的事項の協
定

警視総監および神奈川県警察本部長は、東京都公安委員会と神奈川県公安委員会の昭和43年
12月18日付け「第三京浜道路における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協
定」に基づき、細目的事項について次のとおり協定する。

昭和43年12月19日

警視総監

秦 野 章

神奈川県警察本部長

警視監 景 山 二 郎

(相互の協力)

第1条 この協定の実施に関して、警視庁と神奈川県警察（以下「協定都県警察」という。）は、
相互に協力しなければならない。

(警ら等)

第2条 警視庁の管轄する第三京浜道路における警ら、交通法令違反の指導取締りおよび交通事
故事件の処理は、原則として神奈川県警察が行なうものとする。

(応急措置)

第3条 協定都県警察の警察官は、人命の救護または交通の安全と円滑の確保を図るため緊急措
置を必要とする事案を認知したときは、前条の規定にかかわらず、一時的処理を行なうものと
する。

(協力要請等)

第4条 協定都県警察は、この協定を実施するために必要な協力要請等は、協定都県警察の交通
機動隊長を通じて行なうものとする。

附 則

この協定は、昭和43年12月20日から実施する。

別添 7

保土ヶ谷バイパスにおける交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定

東京都公安委員会及び神奈川県公安委員会は、警察法（昭和29年法律第162号）第66条第2項及び警察法施行令（昭和29年政令第151号）第7条の3第2項第1号の規定に基づき、一般国道16号（以下「保土ヶ谷バイパス」という。）における警視庁及び神奈川県警察（以下「都県警察」という。）の警察官の交通取締り等に関する職権行使について、次のとおり協定する。

平成28年4月13日

東京都公安委員会委員長

渡 邊 佳 英

神奈川県公安委員会委員長

大 崎 哲 郎

（職権行使の区域）

第1条 都県警察の警察官は、保土ヶ谷バイパスにおける交通の円滑及び危険の防止を図るため、次に掲げる区域（以下「協定区域」という。）において、交通取締り等の職権を行使することができる。

- (1) 警 視 庁 東京都町田市と神奈川県横浜市との境界から南東に3.9キロメートルまでの区域
- (2) 神奈川県警察 神奈川県横浜市と東京都町田市との境界から北西に1.7キロメートルまでの区域

（交通法令違反事件及び交通事故事件の処理方法）

第2条 協定区域における交通法令違反事件及び交通事故事件の送致は、当該事件を捜査した警察官の所属する都県警察が行うものとする。

（細目事項の委任）

第3条 この協定の実施について必要な細目事項は、警視総監及び神奈川県警察本部長が別に協定するものとする。

附 則

この協定は、平成28年4月24日から実施する。

別添 8

保土ヶ谷バイパスにおける交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の
協定

警視総監及び神奈川県警察本部長は、保土ヶ谷バイパスにおける交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定（平成28年4月13日付け東京都公安委員会及び神奈川県公安委員会協定。以下「公安委員会協定」という。）に基づき、細目事項を次のとおり協定する。

平成28年4月13日

警 視 総 監
高 橋 清 孝
神奈川県警察本部長
島 根 悟

（相互の協力）

第1条 警視庁及び神奈川県警察（以下「協定都県警察」という。）は、公安委員会協定の実施に関し、相互に協力するものとする。

（警ら等）

第2条 警視庁の管轄する保土ヶ谷バイパスにおける警ら、交通法令違反の指導取締り及び交通事故事件の捜査は、原則として神奈川県警察が行うものとする。

（応急措置）

第3条 警視庁の警察官は、公安委員会協定第1条に規定する区域（以下「協定区域」という。）において交通事故事件その他交通の安全と円滑を阻害する事案（以下「事故等」という。）を認知した場合は、当該事故等についての応急措置を講ずるとともに、速やかに神奈川県警察に通報するものとする。

（協力要請等）

第4条 協定都県警察は、協定区域において事故等が発生した場合において、相手方協定都県警察の警察官の協力を得て事故等を処理する必要があると認めるときは、当該区域内の相手方協定都県警察の警察官の協力を求め、必要により相手方協定都県警察に対し、警察官の出動その他の協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第5条 前条の規定による警察官の出動その他の協力要請は、関東管区警察局高速道路管理官を通じて行うものとする。

附 則

この協定は、平成28年4月24日から実施する。

別添 9

中央自動車道、東名高速道路、第三京浜道路、首都圏中央連絡自動車道及び保土ヶ谷バイパスにおける交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の協定に基づく覚書

第 1 協定区域

中央自動車道、東名高速道路、第三京浜道路、首都圏中央連絡自動車道及び保土ヶ谷バイパスにおける警視庁、神奈川県警察及び山梨県警察の協定区域（以下「協定区域」という。）は、別図 1 から別図 7 までのとおりとする。

第 2 違反事件等の捜査及び送致

- 1 交通法令違反事件及び交通事故事件（以下「違反事件等」という。）の捜査は、原則として協定区域において交通の指導取締りを担当する高速道路交通警察隊（以下「担当高速道路交通警察隊」という。）が行うものとする。ただし、違反事件等の捜査内容その他の理由等により必要と認められる場合は、関係都県警察の高速道路交通警察隊長又は所轄警察署長に引き継ぐことができる。
- 2 違反事件等の送致は、当該違反事件等を捜査した担当高速道路交通警察隊に対応する検察庁に行うものとする。

第 3 検視検案

担当高速道路交通警察隊の長は、検視又は検案を必要とする交通事故事件が発生した場合は、死体の所在地を管轄する警察署長に通報するものとする。

第 4 仮停止事案の措置

担当高速道路交通警察隊の長は、関係都県警察の管轄に係る仮停止事案に相当する交通事故事件を取り扱った場合は、必要事項を速やかに関係都県警察の高速道路交通警察隊長又は所轄警察署長に通報するものとする。

第 5 速報事案

担当高速道路交通警察隊の長は、協定区域において警察庁交通局長が速報事案として定める重大特異交通事案等を取り扱った場合は、関係都県警察の高速道路交通警察隊長又は所轄警察署長に速報するものとする。

第 6 統計及び事故証明

- 1 交通事故統計に必要な資料の作成は、交通事故事件を捜査した担当高速道路交通警察隊が行うものとする。この場合において、作成した資料は、当該事件の発生した道路を管轄する都県警察に送付するものとする。

2 交通事故統計については、交通事故事件の発生した道路を管轄する都県警察において計上するものとする。

3 交通事故証明に関する事務は、担当高速道路交通警察隊が行うものとする。

第7 一般犯罪の取扱い

協定区域内において一般犯罪（違反事件等を除く犯罪をいう。以下同じ。）の発生を認知した場合は、当面必要な措置をとった後、当該一般犯罪の発生地を管轄する警察署長に事件を引き継ぐものとする。

第8 改正手続

この覚書の内容を改正する必要があるときは、警視庁交通部長、神奈川県警察本部交通部長及び山梨県警察本部交通部長の三者で協議するものとする。

第9 実施等

1 この覚書は、平成31年3月16日から実施する。

2 中央自動車道、東名高速道路、第三京浜道路、首都圏中央連絡自動車道及び保土ヶ谷バイパスにおける交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の協定に基づく覚書（平成28年4月13日付け警視庁、神奈川県警察本部及び山梨県警察本部各交通部長覚書）は、廃止する。

平成31年3月8日

警 視 庁 交 通 部 長

田 中 俊 恵

神奈川県警察本部交通部長

西 方 昭 典

山梨県警察本部交通部長

中 山 良 彦

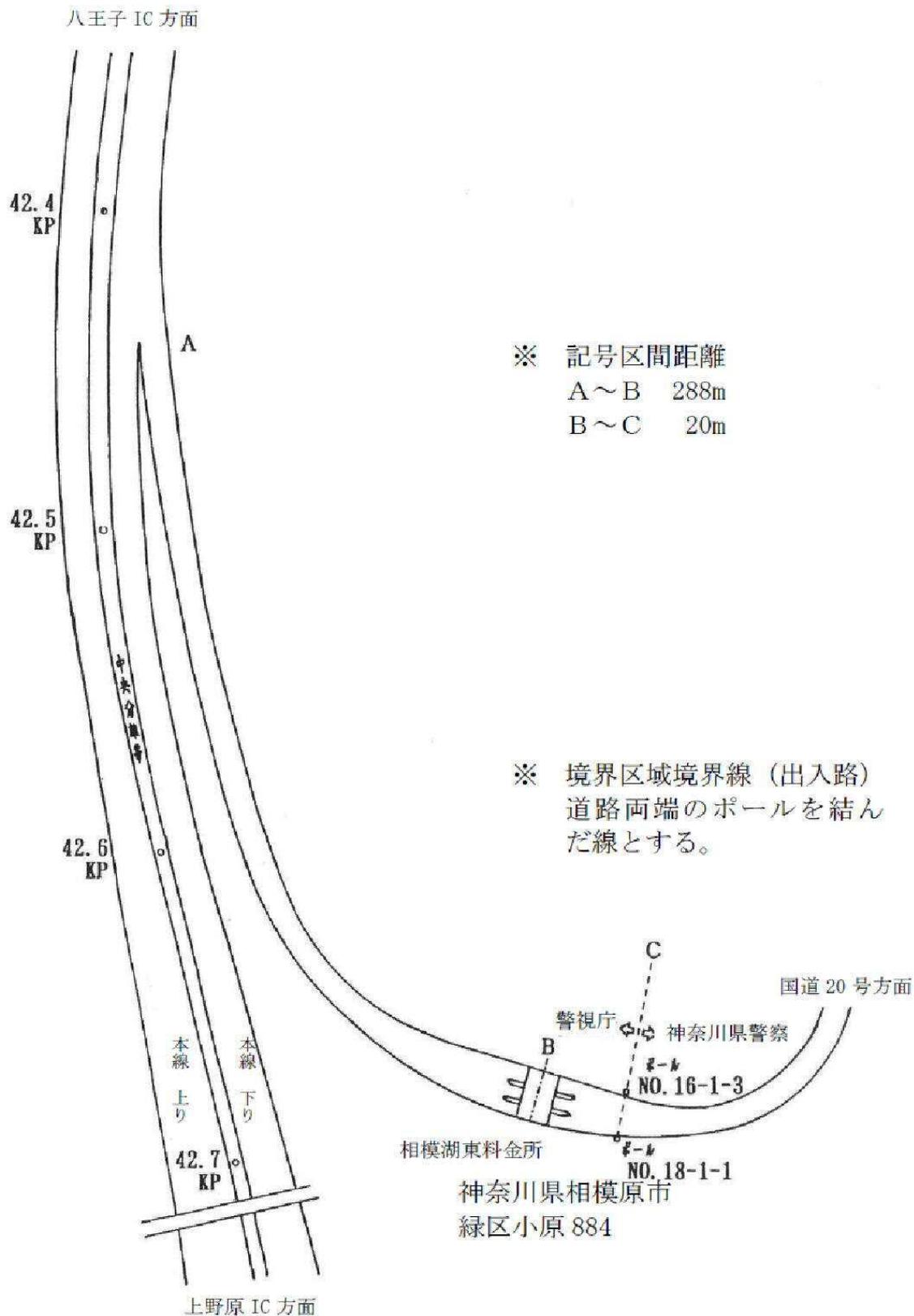
別図 1

中央自動車道 相模湖インターチェンジ周辺道路の協定区域境界略図



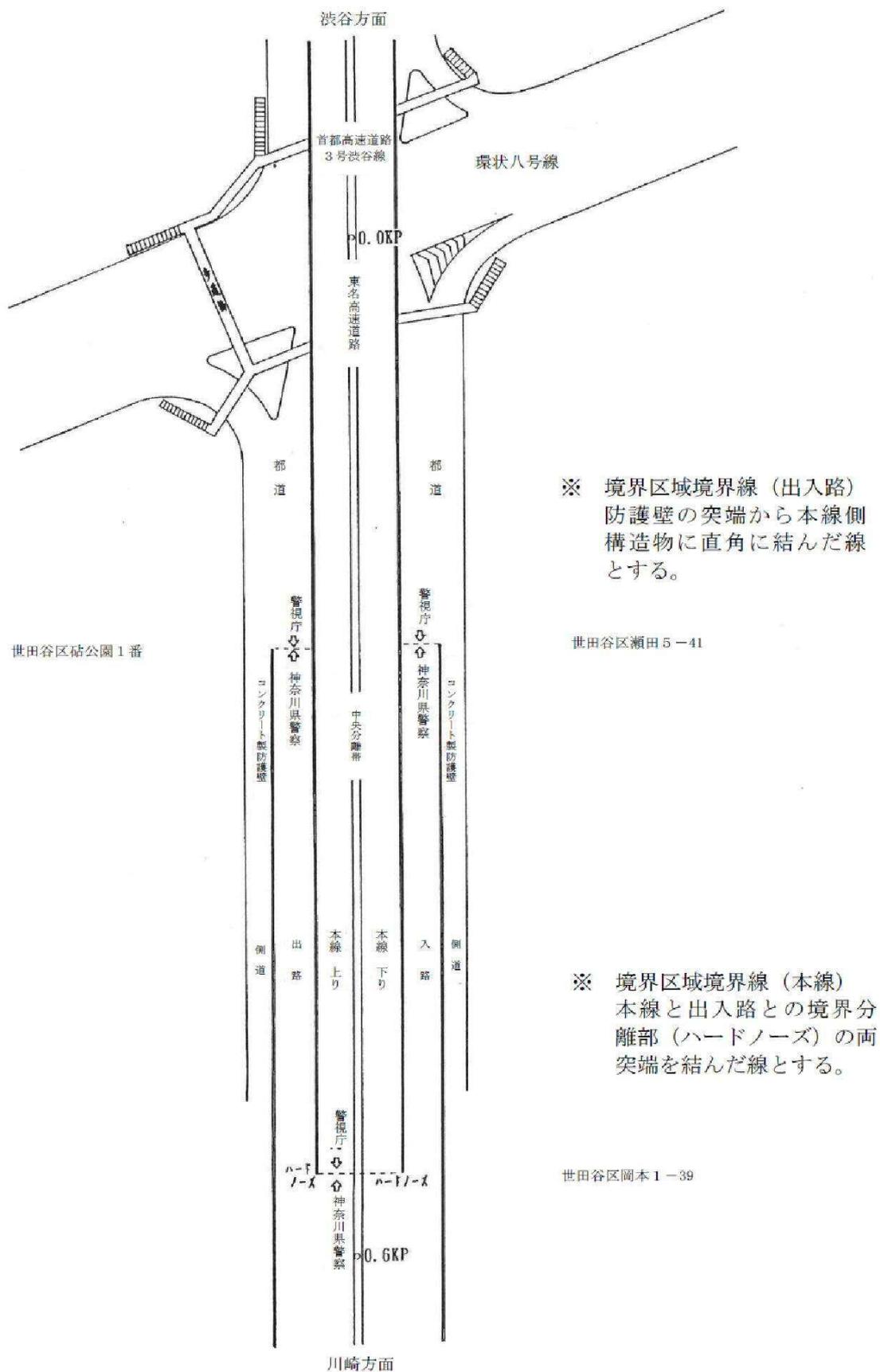
別図 2

中央自動車道 相模湖東インターチェンジ周辺道路の協定区域境界略図

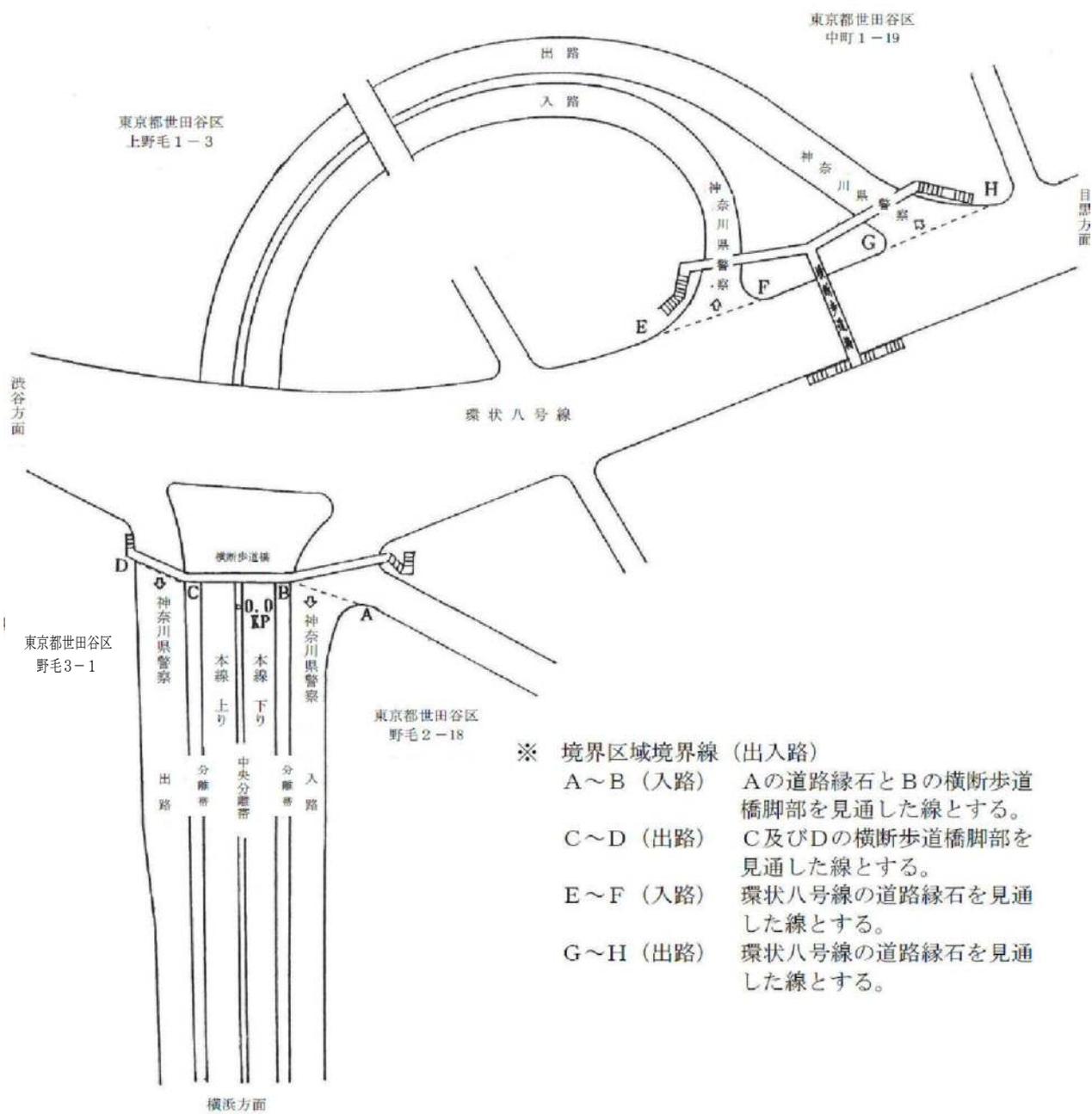


別図 3

東名高速道路 東京インターチェンジ周辺道路の協定区域境界略図

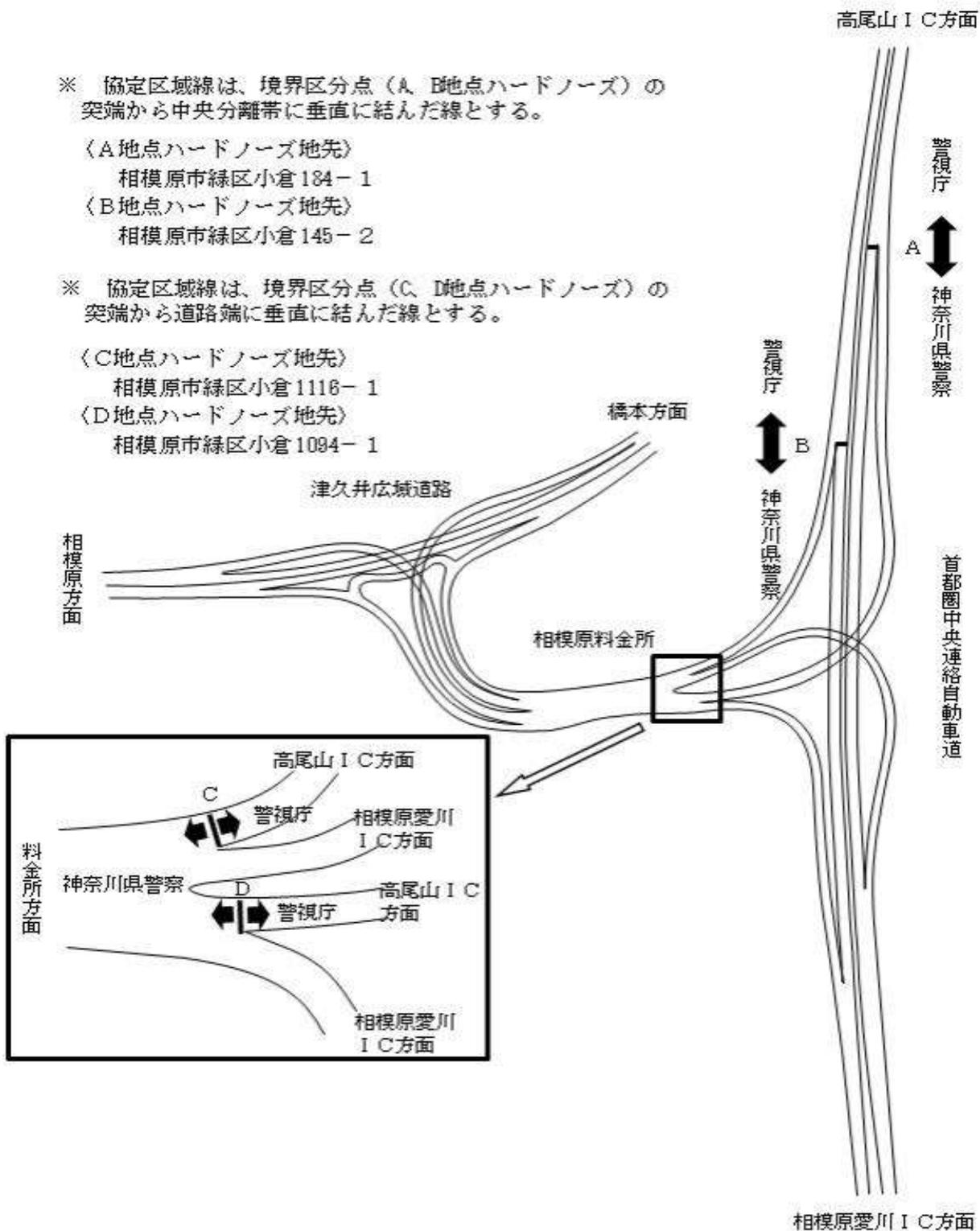


第三京浜道路 玉川インターチェンジ周辺道路の協定区域境界略図



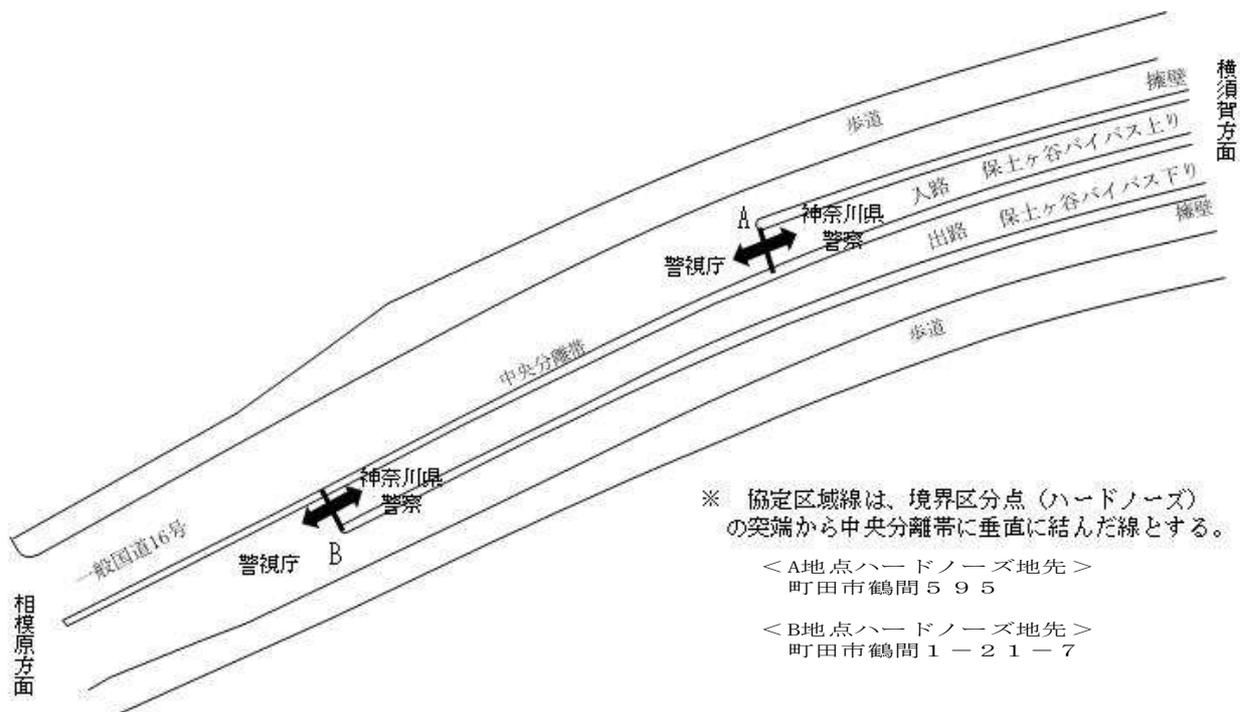
別図6

首都圏中央連絡自動車道 相模原インターチェンジ周辺道路の協定区域境界略図



別図 7

保土ヶ谷バイパス終点 周辺道路の協定区域境界略図



別添 10

常磐自動車道等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定

東京都公安委員会、茨城県公安委員会、埼玉県公安委員会及び千葉県公安委員会は、警察法（昭和29年法律第162号）第66条第2項及び同法施行令（昭和29年政令第151号）第7条の3第2項第1号の規定に基づき、高速自動車国道常磐自動車道及び首都高速道路（以下「常磐自動車道等」という。）における警視庁、茨城県警察、埼玉県警察及び千葉県警察（以下「協定都県警察」という。）の警察官の交通取締り等に関する職権行使について、次のとおり協定する。

昭和60年1月18日

東京都公安委員会委員長

安 西 浩

茨城県公安委員会委員長

飯 塚 一 雄

埼玉県公安委員会委員長

大 木 恒 四 郎

千葉県公安委員会委員長

緒 方 太 郎

（職権行使の区域）

第1条 協定都県警察の警察官は、常磐自動車道等における交通の円滑及び危険の防止を図るため、当該道路のうち、次の各号に定める区域（以下「協定区域」という。）において、交通取締り等の職権を行使することができる。

- (1) 警 視 庁 東京都足立区と埼玉県八潮市との境界から北に50キロメートルまでの区域
- (2) 茨城県警察 茨城県北相馬郡守谷町と千葉県柏市との境界から南に50キロメートルまでの区域
- (3) 埼玉県警察 埼玉県八潮市と東京都足立区との境界から南に30.1キロメートルまでの区域及び埼玉県北葛飾郡吉川町と千葉県流山市との境界から北に50キロメートルまでの区域
- (4) 千葉県警察 千葉県流山市と埼玉県北葛飾郡吉川町との境界から南に41.4キロメートルまでの区域及び千葉県柏市と茨城県北相馬郡守谷町との境界から北に50キロメートルまでの区域

（交通法令違反及び交通事故事件の処理方法）

第2条 協定区域における交通法令違反事件及び交通事故事件の送致（付）は、次のとおりとする。

- 1 交通法令違反事件の送致（付）は、当該事件を捜査した警察官の所属する都県警察が行うものとする。
- 2 交通事故事件の送致（付）は、当該事故事件の発生地を管轄する警察が行うものとする。
ただし、千葉県警察の管轄する区域については、協定都県警察において別に定めるものとする。

（細目事項の委任）

第3条 この協定の実施について必要な細目的事項は、警視総監、茨城県警察本部長、埼玉県警察本部長及び千葉県警察本部長が別に協定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和60年1月24日から実施する。
- 2 常磐自動車道における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定（昭和56年4月22日茨城県公安委員会、千葉県公安委員会協定）は、廃止する。

別添 1 1

常磐自動車道等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の協定

警視総監、茨城県警察本部長、埼玉県警察本部長及び千葉県警察本部長は、常磐自動車道等における交通の取締り等に関する警察官の職権行使についての協定（昭和60年1月18日東京都公安委員会、茨城県公安委員会、埼玉県公安委員会及び千葉県公安委員会協定。以下「公安委員会協定」という。）に基づき、細目事項を次のとおり協定する。

平成6年3月24日

警 視 総 監

吉 野 準

茨城県警察本部長

石 川 重 明

埼玉県警察本部長

賀 来 敏

千葉県警察本部長

伊 達 興 治

（相互の協力）

第1条 警視庁、茨城県警察、埼玉県警察及び千葉県警察（以下「都県警察」という。）は、公安委員会協定の実施に関して相互に協力するものとする。

（警ら区域等）

第2条 都県警察（千葉県警察を除く。）の警察官が相互に警ら及び交通法令違反の指導取締りを行う区域（以下「細目協定区域」という。）は、公安委員会協定第1条に規定する区域のうち、原則として次の各号に定める区域とする。

- (1) 警 視 庁 東京都足立区と埼玉県八潮市との境界から埼玉県内三郷インターチェンジまでの区域
- (2) 茨城県警察 茨城県北相馬郡守谷町と千葉県柏市との境界から埼玉県内三郷インターチェンジまでの区域
- (3) 埼玉県警察 埼玉県八潮市と東京都足立区との境界から東京都内小菅インターチェンジまでの区域及び埼玉県北葛飾郡吉川町と千葉県流山市との境界から千葉県内柏インターチェンジまでの区域

（交通事故事件の処理）

第3条 細目協定区域における交通事故事件の処理は、当該交通事故事件の発生地を管轄する警察が行うものとする。ただし、千葉県警察が管轄する区域については、原則として、茨城県警察が行うものとする。

(応急措置)

第4条 都県警察の警察官は、それぞれの都県警察が管轄する区域を除く細目協定区域において、交通事故その他交通の安全と円滑を阻害する事案（以下「事故等」という。）を認知した場合は、当該事故等についての応急の措置を講ずるとともに、速やかに当該事故等の発生地を管轄する都県警察（千葉県警察が管轄する区域は茨城県警察）に通報するものとする。

(協力要請等)

第5条 都県警察は、細目協定区域において事故等が発生した場合で、相手方都県警察の警察官の協力を得て事故等を処理する必要があると認めるときは、当該区域内の相手方都県警察の警察官の協力を求め、必要により相手方都県警察に対し、警察官の出動その他の協力を要請することができるものとする。

(協力要請等の手続)

第6条 前条の規定による警察官の出動その他の協力要請は、関東管区警察局高速道路管理官を通じて行うものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成6年3月30日から実施する。
- 2 常磐自動車道等における交通の取締り等に関する警察官の職権行使についての細目的事項の協定（昭和60年1月18日警視総監、茨城県警察本部長、埼玉県警察本部長及び千葉県警察本部長協定）は、廃止する。

別添 1 2

東北自動車道等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定

東京都公安委員会及び埼玉県公安委員会は、警察法（昭和29年法律第162号）第66条第2項及び同法施行令（昭和29年政令第151号）第7条の3第2項第1号の規定に基づき、高速自動車国道東北自動車道及び首都高速道路（以下「東北自動車道等」という。）における警視庁及び埼玉県警察（以下「都県警察」という。）の警察官の交通取締り等に関する職権行使について、次のとおり協定する。

平成6年3月24日

東京都公安委員会

委員長 河 野 義 克

埼玉県公安委員会

委員長 原 宏

（職権行使の区域）

第1条 都県警察の警察官は、東北自動車道等における交通の円滑及び危険の防止を図るため、当該道路のうち、次の各号に定める区域（以下「協定区域」という。）において、交通取締り等の職権を行使することができる。

- (1) 警 視 庁 東京都足立区と埼玉県川口市との境界から西北に49.3キロメートルまでの区域
- (2) 埼玉県警察 埼玉県川口市と東京都足立区との境界から南に40.9キロメートルまでの区域

（交通法令違反及び交通事故事件の送致（付））

第2条 協定区域における交通法令違反事件及び交通事故事件の送致（付）は、当該事件を捜査した警察官の所属する都県警察が行うものとする。

（細目事項の委任）

第3条 この協定の実施について必要な細目事項は、警視総監及び埼玉県警察本部長が別に協定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成6年3月30日から実施する。
- 2 東北自動車道における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定（昭和62年8月28日東京都公安委員会及び埼玉県公安委員会協定）は、廃止する。

別添 1 3

東北自動車道等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の協定

警視総監及び埼玉県警察本部長は、東北自動車道等における交通の取締り等に関する警察官の職権行使についての協定（平成6年3月24日東京都公安委員会及び埼玉県公安委員会。以下「公安委員会協定」という。）に基づき、細目事項を次のとおり協定する。

平成6年3月24日

警 視 総 監
吉 野 準
埼玉県警察本部長
賀 来 敏

（相互の協力）

第1条 警視庁及び埼玉県警察（以下「都県警察」という。）は、公安委員会協定の実施に関して相互に協力するものとする。

（警ら区域等）

第2条 都県警察の警察官が相互に警ら及び交通法令違反の指導取締りを行う区域（以下「細目協定区域」という。）は、公安委員会協定第1条に規定する区域のうち、原則として次の各号に定める区域とする。

- (1) 警 視 庁 東京都足立区と埼玉県川口市との境界から埼玉県内浦和料金所までの区域
- (2) 埼玉県警察 埼玉県川口市と東京都足立区との境界から東京都内小菅インターチェンジまでの区域

（交通事故事件等の処理）

第3条 細目協定区域のうち、埼玉県警察が管轄する埼玉県川口ジャンクション以南の区域における交通事故事件、交通情報及び落下物等の処理は、警視庁が行うものとする。

（応急措置）

第4条 都県警察の警察官は、それぞれの都県警察が管轄する区域を除く細目協定区域において、交通事故その他交通の安全と円滑を阻害する事案（以下「事故等」という。）を認知した場合は、当該事故等についての応急の措置を講ずるとともに、速やかに当該事故等の発生地を管轄する都県警察に通報するものとする。

（協力要請等）

第5条 都県警察は、細目協定区域において事故等が発生した場合で、相手方都県警察の警察官

の協力を得て事故等を処理する必要があると認めるときは、当該区域内の相手方都県警察の警察官の協力を求め、必要により相手方都県警察に対し、警察官の出動その他の協力を要請することができるものとする。

(協力要請等の手続)

第6条 前条の規定による警察官の出動その他の協力要請は、関東管区警察局高速道路管理官を通じて行うものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成6年3月30日から実施する。
- 2 東北自動車道等における交通の取締り等に関する警察官の職権行使についての細目的事項の協定（昭和62年8月28日警視総監及び埼玉県警察本部長協定）は、廃止する。

別添 1 4

東北自動車道等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の協定に基づく覚書

第 1 事故等処理区域の境界

警視庁及び埼玉県警察（以下「都県警察」という。）が、交通事故事件等処理する区域の境界は、別図第 1 のとおりとする。

第 2 交通法令違反事件の処理及び送致

- 1 交通法令違反事件の処理は、原則として交通の取締りを担当する都県警察高速道路交通警察隊が行うものとする。
- 2 交通法令違反事件の送致（付）は、当該事件を捜査した都県警察高速道路交通警察隊に対応する検察庁に行うものとする。

第 3 交通事故事件の処理及び送致

- 1 交通事故事件の処理のうち、長期間の継続捜査が必要と認められる不申告事件（行政区画が複雑な埼玉県川口市東領家四丁目 1 9 番から東領家五丁目 2 2 番までの区域（別図第 2 のとおり）で発生したものを除く。）については、埼玉県警察高速道路交通警察隊長に引き継ぐものとする。
- 2 交通事故事件の送致（付）は、当該事故を処理した都県警察高速道路交通警察隊に対応する検察庁に行うものとする。

第 4 検視又は検案

都県警察高速道路交通警察隊長は、検視又は検案を必要とする事故事件が発生した場合は、原則として死体の所在地を管轄する警察署長に通報するものとする。

第 5 仮停止事案の措置

警視庁高速道路交通警察隊長は、埼玉県警察の管轄に係る仮停止事案に相当する事故事件を処理した場合は、必要事項を速やかに埼玉県警察高速道路交通警察隊長に通報するものとする。

第 6 速報事項

警視庁高速道路交通警察隊長は、埼玉県警察が管轄する区域において、次に掲げる事項を取り扱った場合は、必要事項を埼玉県警察高速道路交通警察隊長に速報するものとする。

- 1 重大事故（死者又は 5 人以上の負傷者を生じたものをいう。）
- 2 警察職員又は警察車両若しくは施設等に関する事故
- 3 外交特権を有する者又はその者の車両に関する事故
- 4 不申告事故

5 その他重要又は特異な事案

第7 交通事故統計

- 1 交通事故統計原票及び犯罪統計原票（以下「統計原票」という。）の作成は、交通事故の発生地を管轄する都県警察の定める様式により、交通事故を処理した都県警察高速道路交通警察隊が行うものとする。
- 2 交通事故の統計は、交通事故の発生地を管轄する都県警察の発生として計上するものとする。ただし、行政区画が複雑な埼玉県川口市東領家四丁目19番から東領家五丁目22番までの区域における事故については、警視庁の発生として計上するものとする。
- 3 警視庁高速道路交通警察隊長は、埼玉県警察が管轄する区域の交通事故について作成した統計原票及び交通事故証明書を埼玉県警察高速道路交通警察隊長に送付するものとする。

第8 一般犯罪の取扱い

一般犯罪を認知した場合は、当面必要な措置をとった後、発生地を管轄する警察署長に事件を引き継ぐものとする。

第9 改正手続

この覚書の内容を改正する必要がある場合は、協議するものとする。

第10 実施等

- 1 この覚書は、平成6年3月30日から実施する。
- 2 東北自動車道等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の協定に基づく覚書（昭和62年8月28日警視庁交通部長及び埼玉県警察本部交通部長覚書）は、廃止する。

平成6年3月24日

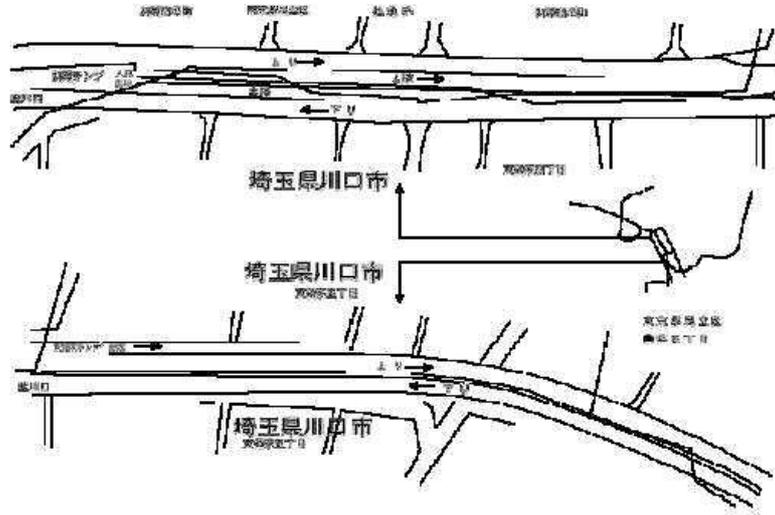
警 視 庁 交 通 部 長

加 藤 重 登

埼玉県警察本部交通部長

神 田 久 道

別図第2



別添 15

関越自動車道における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定

東京都公安委員会及び埼玉県公安委員会は、警察法第66条第2項及び同法施行令第7条の3の規定に基づき、高速自動車国道関越自動車道（以下「関越自動車道」という。）における警視庁及び埼玉県警察（以下「協定都県警察」という。）の警察官の交通取締り等に関する職権行使について、次のとおり協定する。

昭和48年4月1日

東京都公安委員会委員長

阿 部 賢 一

埼玉県公安委員会委員長

大 谷 三 四 郎

（職権行使の区域）

第1条 協定都県警察の警察官は、関越自動車道における交通の円滑及び危険の防止を図るため、当該道路のうち、次の各号に定める区域（以下「協定区域」という。）において、交通取締り等の職権を行使することができる。

- (1) 警 視 庁 東京都練馬区と埼玉県新座市との境界から西北に50キロメートルまでの区域
- (2) 埼玉県警察 埼玉県新座市と東京都練馬区との境界から東南に3.25キロメートルまでの区域及び埼玉県所沢市と東京都清瀬市との境界（所沢インターチェンジ寄り）から東南に970メートルまでの区域

（交通法令違反及び交通事故事件の処理方法）

第2条 協定区域における交通法令違反事件及び交通事故事件の送致は、当該事件を捜査した警察官の所属する都県警察が行なうものとする。

（細目事項の委任）

第3条 この協定の実施について必要な細目的事項は、警視総監及び埼玉県警察本部長が別に協定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和48年4月1日から実施する。ただし、川越インターチェンジから西北の区域については、その供用開始の日から実施する。
- 2 東京川越道路における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定（昭和46年12月20日東京都公安委員会及び埼玉県公安委員会協定）は、廃止する。

別添 1 6

関越自動車道における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の協定
警視総監及び埼玉県警察本部長は、関越自動車道における交通取締り等に関する警察官の職権
行使についての協定（昭和48年4月1日東京都公安委員会及び埼玉県公安委員会。以下「公安
委員会協定」という。）に基づき、細目事項を次のとおり協定する。

平成6年3月24日

警 視 総 監
吉 野 準
埼玉県警察本部長
賀 来 敏

（相互の協力）

第1条 警視庁及び埼玉県警察（以下「都県警察」という。）は、公安委員会協定の実施に関し
て相互に協力するものとする。

（警ら区域等）

第2条 都県警察の警察官が相互に警ら及び交通法令違反の指導取締りを行う区域（以下「細目
協定区域」という。）は、公安委員会協定第1条に規定する区域のうち、原則として次の各号
に定める区域とする。

- (1) 警 視 庁 東京都練馬区と埼玉県新座市との境界から埼玉県内鶴ヶ島インターチェン
ジまでの区域
- (2) 埼玉県警察 埼玉県所沢市と東京都清瀬市の境界から東京都内練馬インターチェンジま
での区域

（交通事故事件等の処理）

第3条 細目協定区域のうち、警視庁が管轄する区域における交通事故事件、交通情報及び落下
物等の処理は、埼玉県警察が行うものとする。

（応急措置）

第4条 都県警察の警察官は、それぞれの都県警察が管轄する区域を除く細目協定区域において、
交通事故その他交通の安全と円滑を阻害する事案（以下「事故等」という。）を認知した場合
は、当該事故等についての応急の措置を講ずるとともに、速やかに当該事故等の発生地を管轄
する都県警察に通報するものとする。

（協力要請等）

第5条 都県警察は、細目協定区域において事故等が発生した場合で、相手方都県警察の警察官

の協力を得て事故等を処理する必要があると認めるときは、当該区域内の相手方都県警察の警察官の協力を求め、必要により相手方都県警察に対し、警察官の出動その他の協力を要請することができるものとする。

(協力要請等の手続)

第6条 前条の規定による警察官の出動その他の協力要請は、関東管区警察局高速道路管理官を通じて行うものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成6年3月30日から実施する。
- 2 関越自動車道における交通の取締り等に関する警察官の職権行使についての細目的事項の協定（昭和48年4月1日警視総監及び埼玉県警察本部長協定）は、廃止する。

別添 17

関越自動車道における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の協定
に基づく覚書

第1 事故等処理区域の境界

警視庁及び埼玉県警察（以下「都県警察」という。）が、交通事故事件等処理する区域の境界は、別図のとおりとする。

第2 交通法令違反事件の処理及び送致

- 1 交通法令違反事件の処理は、原則として交通の取締りを担当する都県警察高速道路交通警察隊が行うものとする。
- 2 交通法令違反事件の送致（付）は、当該事件を捜査した都県警察高速道路交通警察隊に対応する検察庁に行うものとする。

第3 交通事故事件の処理及び送致

- 1 交通事故事件の処理のうち、長期間の継続捜査が必要と認められる不申告事件については、警視庁高速道路交通警察隊長に引き継ぐものとする。
- 2 交通事故事件の送致（付）は、当該事故を処理した都県警察高速道路交通警察隊に対応する検察庁に行うものとする。

第4 検視・検案

都県警察高速道路交通警察隊長は、検視又は検案を必要とする事故事件が発生した場合は、原則として死体の所在地を管轄する警察署長に通報するものとする。

第5 仮停止事案の措置

埼玉県警察高速道路交通警察隊長は、警視庁の管轄に係る仮停止事案に相当する事故事件を処理した場合は、必要事項を速やかに警視庁高速道路交通警察隊長に通報するものとする。

第6 速報事項

埼玉県警察高速道路交通警察隊長は、埼玉県警察が管轄する区域において、次に掲げる事項を取り扱った場合は、必要事項を埼玉県警察高速道路交通警察隊長に速報するものとする。

- 1 重大事故（死者又は5人以上の負傷者を生じたものをいう。）
- 2 警察職員又は警察車両若しくは施設等に関する事故
- 3 外交特権を有する者又はその者の車両に関する事故
- 4 不申告事故
- 5 その他重要又は特異な事案

第7 交通事故統計

- 1 交通事故統計原票及び犯罪統計原票（以下「統計原票」という。）の作成は、交通事故の発生地を管轄する都県警察の定める様式により、交通事故を処理した都県警察高速道路交通警察隊が行うものとする。
- 2 交通事故の統計は、交通事故の発生地を管轄する都県警察の発生として計上するものとする。
- 3 埼玉県警察高速道路交通警察隊長は、警視庁が管轄する区域の交通事故について作成した統計原票及び交通事故証明書を警視庁高速道路交通警察隊長に送付するものとする。

第8 一般犯罪の取扱い

一般犯罪を認知した場合は、当面必要な措置をとった後、発生地を管轄する警察署長に事件を引き継ぐものとする。

第9 改正手続

この覚書の内容を改正する必要がある場合は、協議するものとする。

第10 実施等

- 1 この覚書は、平成6年3月30日から実施する。
- 2 関越自動車道における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の協定に基づく覚書（昭和48年4月1日警視庁交通部長及び埼玉県警察本部交通部長覚書）は、廃止する。

平成6年3月24日

警 視 庁 交 通 部 長

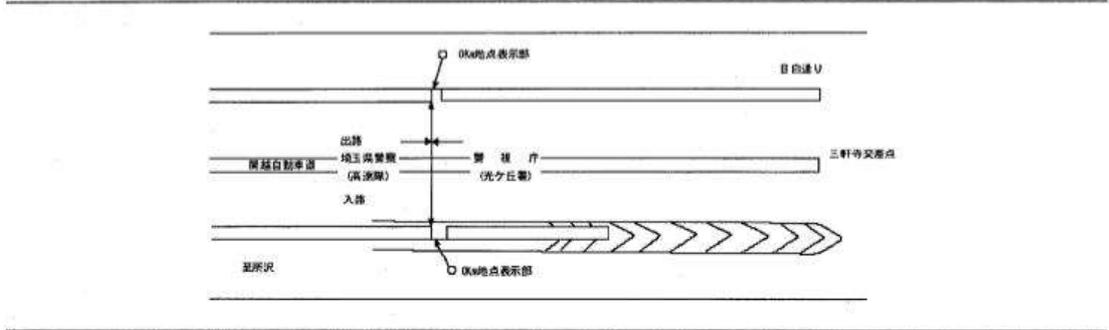
加 藤 重 登

埼 玉 県 警 察 本 部 交 通 部 長

神 田 久 道

別図

練馬インターチェンジ



別添 18

東京外環自動車道等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定

東京都公安委員会、埼玉県公安委員会及び千葉県公安委員会は、警察法（昭和29年法律第162号）第66条第2項及び警察法施行令（昭和29年政令第151号）第7条の3第2項第1号の規定に基づき、東京外環自動車道、首都高速7号小松川線、東京都道高速湾岸線、千葉県道高速湾岸線、国道14号及び16号（京葉道路）、東関東自動車道水戸線、新空港自動車道並びに千葉東金道路（以下「東京外環自動車道等」という。）における警視庁、埼玉県警察及び千葉県警察の警察官の交通取締り等に関する職権行使について、次のとおり協定する。

平成30年5月28日

東京都公安委員会委員長

渡 邊 佳 英

埼玉県公安委員会委員長

松 本 輝 夫

千葉県公安委員会委員長

佐 藤 健 太 郎

（職権行使の区域）

第1条 警視庁、埼玉県警察及び千葉県警察の警察官は、東京外環自動車道等における交通の円滑及び危険の防止を図るため、別表に掲げる区域（以下「協定区域」という。）において、交通取締り等の職権を行使することができる。

（交通法令違反事件の処理方法）

第2条 協定区域における交通法令違反事件（交通事故に係るものを除く。）の送致は、当該事件を捜査した警察官の所属する都県警察が行うものとする。

（交通事故事件の処理方法）

第3条 協定区域における交通事故事件の送致は、当該事件の発生地を管轄する都県警察が行うものとする。ただし、第4条に規定する細目事項において定める区間における交通事故事件の送致は、当該事件を捜査した警察官の所属する都県警察が行うものとする。

（細目事項の委任）

第4条 この協定の実施について必要な細目事項は、警視総監、埼玉県警察本部長及び千葉県警察本部長が別に協定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成30年6月2日から実施する。

2 京葉道路等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定（昭和53年1月2日付け東京都公安委員会及び千葉県公安委員会協定）、首都高速道路等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定（昭和57年4月27日付け東京都公安委員会及び千葉県公安委員会協定）及び東京外環自動車道における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定（平成6年3月24日付け東京都公安委員会及び埼玉県公安委員会協定）は、廃止する。

別表（第1条関係）

道路名	都県警察名	区 域
東京外環自動車道	警視庁	東京都練馬区と埼玉県和光市との境界から東に34.8キロメートルまでの区域及び東京都葛飾区と千葉県松戸市との境界から南に12.2キロメートルまでの区域
	埼玉県警察	埼玉県和光市と東京都練馬区との境界から西に1.53キロメートルまでの区域及び埼玉県三郷市と東京都葛飾区との境界から南に13.1キロメートルまでの区域
	千葉県警察	千葉県松戸市と東京都葛飾区との境界から北に15キロメートルまでの区域
首都高速7号小松川線、国道14号及び16号（京葉道路）並びに千葉東金道路	警視庁	東京都江戸川区と千葉県市川市との境界から東に50キロメートルまでの区域
	埼玉県警察	埼玉県三郷市と東京都葛飾区との境界から千葉県内京葉ジャンクションを經由し、東に50キロメートルまでの区域及び同境界から千葉県内京葉ジャンクションを經由し、西に50キロメートルまでの区域
	千葉県警察	千葉県市川市と東京都江戸川区との境界から西に50キロメートルまでの区域
東京都道高速湾岸線、千葉県道高速湾岸線、東関東自動車道水戸線及び新空港自動車道	警視庁	東京都江戸川区と千葉県浦安市との境界から東に50キロメートルまでの区域
	埼玉県警察	埼玉県三郷市と東京都葛飾区との境界から千葉県内高谷ジャンクションを經由し、東に50キロメートルまでの区域及び同境界から千葉県内高谷ジャンクションを經由し、西に45キロメートルまでの区域
	千葉県警察	千葉県浦安市と東京都江戸川区との境界から西に30キロメートルまでの区域

別添 19

東京外環自動車道等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の協定

警視総監、埼玉県警察本部長及び千葉県警察本部長は、東京外環自動車道等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定（平成30年5月28日付け東京都公安委員会、埼玉県公安委員会及び千葉県公安委員会協定。以下「公安委員会協定」という。）に基づき、細目事項を次のとおり協定する。

平成30年5月28日

警視総監

吉 田 尚 正

埼玉県警察本部長

鈴 木 三 男

千葉県警察本部長

永 井 達 也

（相互の協力）

第1条 警視庁、埼玉県警察及び千葉県警察（以下「協定都県警察」という。）は、公安委員会協定の実施に関し、相互に協力するものとする。

（警ら区域等）

第2条 協定都県警察の警察官が相互に警ら及び交通法令違反の指導取締り（以下「警ら等」という。）を行う区域（以下「細目協定区域」という。）は、公安委員会協定第1条に規定する区域のうち、原則として別表に掲げる区域とする。

（交通事故事件等の処理）

第3条 細目協定区域における交通事故事件の捜査は、当該事件の発生地を管轄する都県警察が行うものとする。ただし、警視庁が管轄する東京外環自動車道における交通事故事件、交通情報、落下物等の処理は、埼玉県警察が行うものとする。

（応急措置）

第4条 協定都県警察の警察官は、それぞれの協定都県警察が管轄する区域以外の細目協定区域において、交通事故事件その他交通の安全と円滑を阻害する事案（以下「事故等」という。）を認知した場合は、当該事故等についての応急措置を講ずるとともに、速やかに当該事故等の発生地を管轄する都県警察に通報するものとする。

（協力要請等）

第5条 協定都県警察は、細目協定区域において事故等が発生した場合において、関係する協定都県警察の警察官の協力を得て事故等処理する必要があると認めるときは、当該区域内の関係する協定都県警察の警察官の協力を求め、必要により関係する協定都県警察に対し、警察官の出動その他の協力を要請することができるものとする。

(協力要請の手続)

第6条 前条の規定による警察官の出動その他の協力要請は、関東管区警察局高速道路管理官を通じて行うものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成30年6月2日から実施する。
- 2 首都高速道路等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目的事項の協定（昭和57年4月27日付け警視総監及び千葉県警察本部長協定）及び東京外環自動車道における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の協定（平成6年3月24日付け警視総監及び埼玉県警察本部長協定）は、廃止する。

別表（第2条関係）

道路名	都県警察名	区 域
東京外環自動車道	警視庁	東京都練馬区と埼玉県和光市との境界から千葉県内高谷ジャンクションまでの区域
	埼玉県警察	埼玉県和光市と東京都練馬区との境界から東京都内大泉インターチェンジまでの区域及び埼玉県三郷市と東京都葛飾区との境界から千葉県内高谷ジャンクションまでの区域
	千葉県警察	千葉県松戸市と東京都葛飾区との境界から埼玉県内三郷中央インターチェンジまでの区域
首都高速7号小松川線、国道14号及び16号（京葉道路）並びに千葉東金道路	警視庁	東京都江戸川区と千葉県市川市との境界から千葉県内幕張インターチェンジまでの区域
	埼玉県警察	埼玉県三郷市と東京都葛飾区との境界から千葉県内京葉ジャンクションを經由し、千葉県内幕張インターチェンジまでの区域及び同境界から千葉県内京葉ジャンクションを經由し、東京都内篠崎インターチェンジまでの区域
	千葉県警察	千葉県市川市と東京都江戸川区との境界から東京都内篠崎インターチェンジまでの区域
東京都道高速湾岸線、千葉県道高速湾岸線、東関東自動車道水戸線及び新空港自動車道	警視庁	東京都江戸川区と千葉県浦安市との境界から千葉県内湾岸習志野インターチェンジまでの区域
	埼玉県警察	埼玉県三郷市と東京都葛飾区との境界から千葉県内高谷ジャンクションを經由し、千葉県内湾岸習志野インターチェンジまでの区域及び同境界から千葉県内高谷ジャンクションを經由し、東京都内葛西インターチェンジまでの区域
	千葉県警察	千葉県浦安市と東京都江戸川区との境界から東京都内葛西インターチェンジまでの区域

別添 20

東京外環自動車道等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の協定に基づく覚書

第1 事故等処理区域の境界

東京外環自動車道等における警視庁、埼玉県警察及び千葉県警察の協定区域（以下「協定区域」という。）は、別図のとおりとする。

第2 交通法令違反事件の捜査及び送致

- 1 交通法令違反事件の捜査は、原則として協定区域において交通の指導取締りを担当する高速道路交通警察隊が行うものとする。
- 2 交通法令違反事件の送致は、当該事件を捜査した高速道路交通警察隊に対応する検察庁に行うものとする。

第3 交通事故事件の捜査及び送致

- 1 交通事故事件の捜査のうち、捜査内容その他の理由等により必要と認められる場合は、関係都県警察の高速道路交通警察隊長又は所轄警察署長に引き継ぐことができる。
- 2 交通事故事件の送致は、当該事故を捜査した担当高速道路交通警察隊に対応する検察庁に行うものとする。

第4 検視又は検案

関係都県警察の高速道路交通警察隊長は、検視又は検案を必要とする交通事故事件が発生した場合は、死体の所在地を管轄する警察署長に通報するものとする。

第5 仮停止事案の措置

埼玉県警察及び千葉県警察の高速道路交通警察隊の長は、関係都県警察の管轄に係る仮停止事案に相当する交通事故事件を取り扱った場合は、必要事項を速やかに警視庁高速道路交通警察隊長又は所轄警察署長に速報するものとする。

第6 速報事案の措置

埼玉県警察及び千葉県警察の高速道路交通警察隊長は、協定区域において警察庁交通局長が速報事案として定める重大特異交通事案等を取り扱った場合は、警視庁高速道路交通警察隊長又は所轄警察署長に速報するものとする。

第7 統計及び事故証明

- 1 交通事故統計に必要な資料の作成は、交通事故事件を捜査した担当高速道路交通警察隊が行うものとする。この場合において、作成した資料は、当該事件の発生した道路を管轄する都県警察に送付するものとする。

- 2 交通事故統計については、交通事故事件の発生した道路を管轄する都県警察において計上するものとする。
- 3 交通事故証明に関する事務は、交通事故事件を捜査した高速道路交通警察隊が行うものとする。ただし、埼玉県警察高速道路交通警察隊長は、警視庁が管轄する区域の交通事故について作成した統計原票及び交通事故証明書を警視庁高速道路交通警察隊長に送付するものとする。

第8 一般犯罪の取扱い

協定区域内において一般犯罪（違反事件等を除く犯罪をいう。以下同じ。）の発生を認知した場合は、当面必要な措置をとった後、当該一般犯罪の発生地を管轄する警察署長に事件を引き継ぐものとする。

第9 改正手続

この覚書の内容を改正する必要があるときは、警視庁交通部長、埼玉県警察本部交通部長及び千葉県警察本部交通部長の三者で協議するものとする。

第10 実施等

- 1 この覚書は、平成30年6月2日から実施する。
- 2 東京外環自動車道における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の協定に基づく覚書（平成6年3月24日付け警視庁及び埼玉県警察本部各交通部長覚書）は、廃止する。

平成30年5月28日

警視庁交通部長

田 中 俊 恵

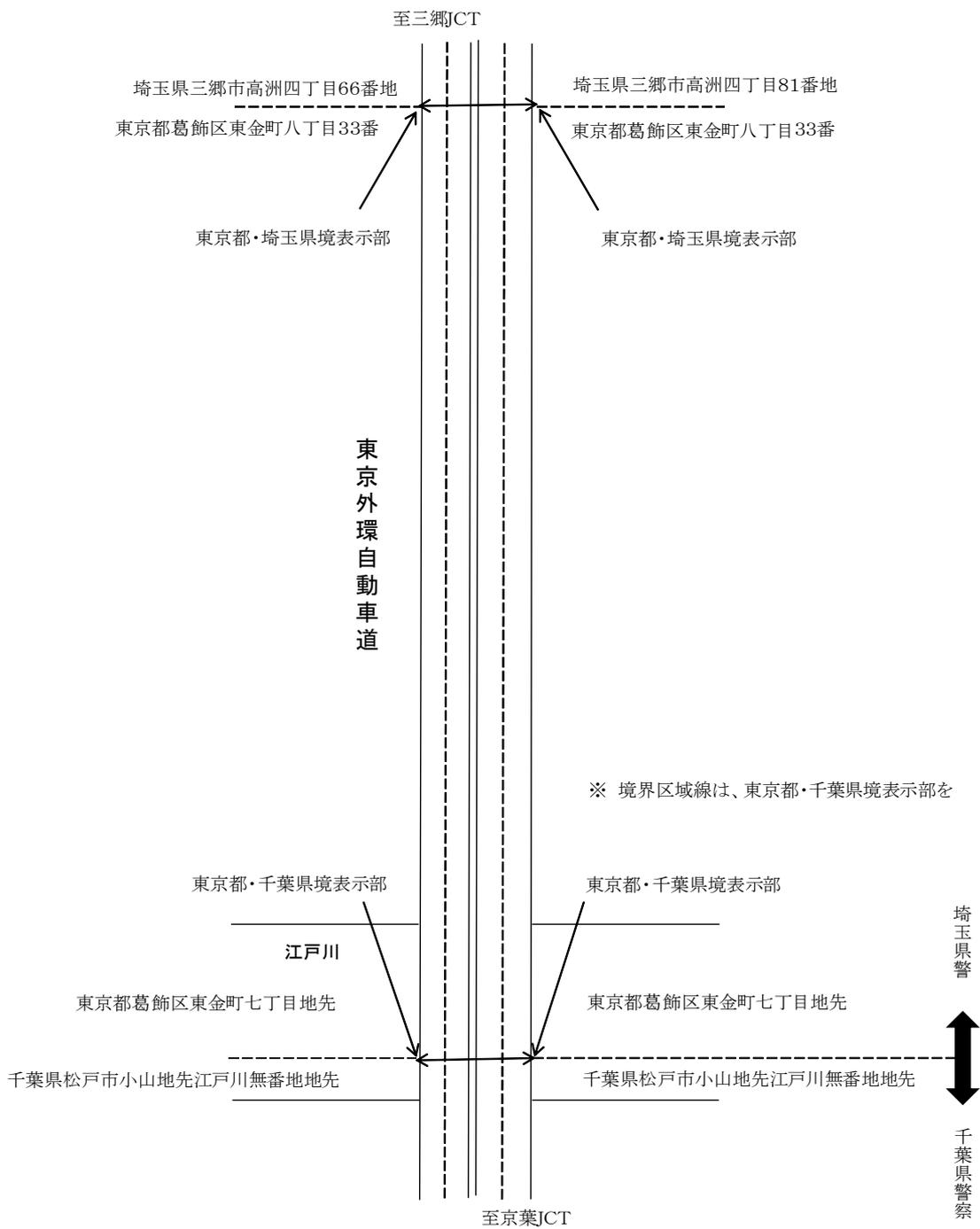
埼玉県警察本部交通部長

遊 馬 宏 志

千葉県警察本部交通部長

大 津 賀 浩 二

別図



別添 2 1

首都高速 5 号線等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定

東京都公安委員会及び埼玉県公安委員会は、警察法（昭和 2 9 年法律 1 6 2 号）第 6 6 条第 2 項及び警察法施行令（昭和 2 9 年政令第 1 5 1 号）第 7 条の 3 第 2 項第 1 号の規定に基づき、首都高速道路 5 号線（以下「首都高速 5 号線」という。）等における警視庁と埼玉県警察（以下「都県警察」という。）の警察官の交通取締り等に関する職権行使について、次のとおり協定する。

平成 6 年 3 月 2 4 日

東京都公安委員会

委員長 阿 部 賢 一

埼玉県公安委員会

委員長 原 宏

（職権行使の区域）

第 1 条 都県警察の警察官は、首都高速 5 号線等における交通の円滑と危険の防止を図るため、当該道路のうち、次の各号に定める区域（以下「協定区域」という。）において、交通取締り等の職権を行使することができる。

- (1) 警 視 庁 東京都板橋区と埼玉県和光市との境界から北に 3. 1 キロメートルまでの区域
- (2) 埼玉県警察 埼玉県和光市と東京都板橋区との境界から南に 3 7. 6 キロメートルまでの区域

（交通法令違反事件及び交通事故事件の送致（付））

第 2 条 協定区域における交通法令違反事件及び交通事故事件の送致（付）は、次の各号により行うものとする。

- (1) 交通法令違反事件の送致（付）は、当該交通法令違反事件を捜査した警察官の所属する警察が行うこと。
- (2) 交通事故事件の送致（付）は、当該交通事故事件の発生地を管轄する警察が行うこと。

（細目事項の委任）

第 3 条 この協定の実施について必要な細目事項は、警視総監及び埼玉県警察本部長が別に協定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 6 年 3 月 3 0 日から実施する。
- 2 高速 5 号池袋線等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定（平成 2

年11月15日東京都公安委員会及び埼玉県公安委員会協定)は、廃止する。

別添 2 2

首都高速 5 号線等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の
協定

警視総監及び埼玉県警察本部長は、首都高速 5 号線等における交通取締り等に関する警察官の
職権行使についての協定(平成 6 年 3 月 2 4 日付け東京都公安委員会及び埼玉県公安委員会協定。
以下「公安委員会協定」という。)に基づき、細目事項を次のとおり協定する。

平成 3 0 年 5 月 2 8 日

警視総監

吉 田 尚 正

埼玉県警察本部長

鈴 木 三 男

(相互の協力)

第 1 条 警視庁及び埼玉県警察（以下「協定都県警察」という。）は、公安委員会協定の実施に
関し、相互に協力するものとする。

(警ら区域等)

第 2 条 協定都県警察の警察官が相互に警ら及び交通法令違反の指導取締り（以下「警ら等」と
いう。）を行う区域（以下「細目協定区域」という。）は、公安委員会協定第 1 条に規定する区
域のうち、原則として次の各号に定める区域とする。

(1) 警 視 庁 東京都板橋区と埼玉県和光市との境界から埼玉県内美女木ジャンクションま
での区域

(2) 埼玉県警察 埼玉県和光市と東京都板橋区との境界から東京都内志村集約料金所までの区
域

(交通事故事件等の処理)

第 3 条 細目協定区域のうち、埼玉県警察が管轄する埼玉県内美女木ジャンクション以南の区域
における交通事故事件、交通情報、落下物等の処理は、警視庁が行うものとする。

(応急措置)

第 4 条 協定都県警察の警察官は、それぞれの協定都県警察が管轄する区域以外の細目協定区域
において、交通事故事件その他交通の安全と円滑を阻害する事案（以下「事故等」という。）
を認知した場合は、当該事故等についての応急措置を講ずるとともに、速やかに当該事故等の
発生地を管轄する協定都県警察に通報するものとする。

(協力要請等)

第5条 協定都県警察は、細目協定区域において事故等が発生した場合において、相手方協定都県警察の警察官の協力を得て事故等処理する必要があると認めるときは、当該区域内の相手方協定都県警察の警察官の協力を求め、必要により相手方協定都県警察に対し、警察官の出動その他の協力を要請することができるものとする。

(協力要請等の手続)

第6条 前条の規定による警察官の出動その他の協力要請は、関東管区警察局高速道路管理官を通じて行うものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成30年6月2日から実施する。
- 2 首都高速5号線等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の協定（平成6年3月24日付け警視総監及び埼玉県警察本部長協定）は、廃止する。

別添 2 3

首都高速 5 号線等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の協定に基づく覚書

第 1 事故等処理区域の境界

首都高速 5 号線等における警視庁及び埼玉県警察の協定区域（以下「協定区域」という。）は、別図のとおりとする。

第 2 交通法令違反事件の捜査及び送致

- 1 交通法令違反事件の捜査は、原則として協定区域において交通の指導取締りを担当する高速道路交通警察隊が行うものとする。
- 2 交通法令違反事件の送致は、当該事件を捜査した高速道路交通警察隊に対応する検察庁に行うものとする。

第 3 交通事故事件の捜査及び送致

- 1 交通事故事件の捜査のうち、捜査内容その他の理由等により必要と認められる場合は、関係都県警察の高速道路交通警察隊長又は所轄警察署長に引き継ぐことができる。
- 2 交通事故事件の送致は、当該事故を捜査した高速道路交通警察隊に対応する検察庁に行うものとする。

第 4 検視又は検案

関係都県警察の高速道路交通警察隊長は、検視又は検案を必要とする交通事故事件が発生した場合は、死体の所在地を管轄する警察署長に通報するものとする。

第 5 仮停止事案の措置

警視庁高速道路交通警察隊長は、埼玉県警察の管轄に係る仮停止事案に相当する交通事故事件を取り扱った場合は、必要事項を速やかに埼玉県警察の高速道路交通警察隊長又は所轄警察署長に通報するものとする。

第 6 速報事案の措置

警視庁高速道路交通警察隊長は、協定区域において警察庁交通局長が速報事案として定める重大特異交通事案等を取り扱った場合は、埼玉県警察高速道路交通警察隊長又は所轄警察署長に速報するものとする。

第 7 統計及び事故証明

- 1 交通事故統計に必要な資料の作成は、交通事故事件を捜査した高速道路交通警察隊が行うものとする。この場合において、作成した資料は、当該事件の発生した道路を管轄する都県警察に送付するものとする。

2 交通事故統計については、交通事故事件の発生した道路を管轄する都県警察において計上するものとする。

3 警視庁高速道路交通警察隊長は、埼玉県警察が管轄する区域の交通事故について作成した統計原票及び交通事故証明書を埼玉県警察高速道路交通警察隊長に送付するものとする。

第8 一般犯罪の取扱い

協定区域内において一般犯罪（違反事件等を除く犯罪をいう。以下同じ。）の発生を認知した場合は、当面必要な措置をとった後、当該一般犯罪の発生地を管轄する警察署長に事件を引き継ぐものとする。

第9 改正手続

この覚書の内容を改正する必要がある場合は、協議するものとする。

第10 実施等

この覚書は、平成30年6月2日から実施する。

平成30年5月28日

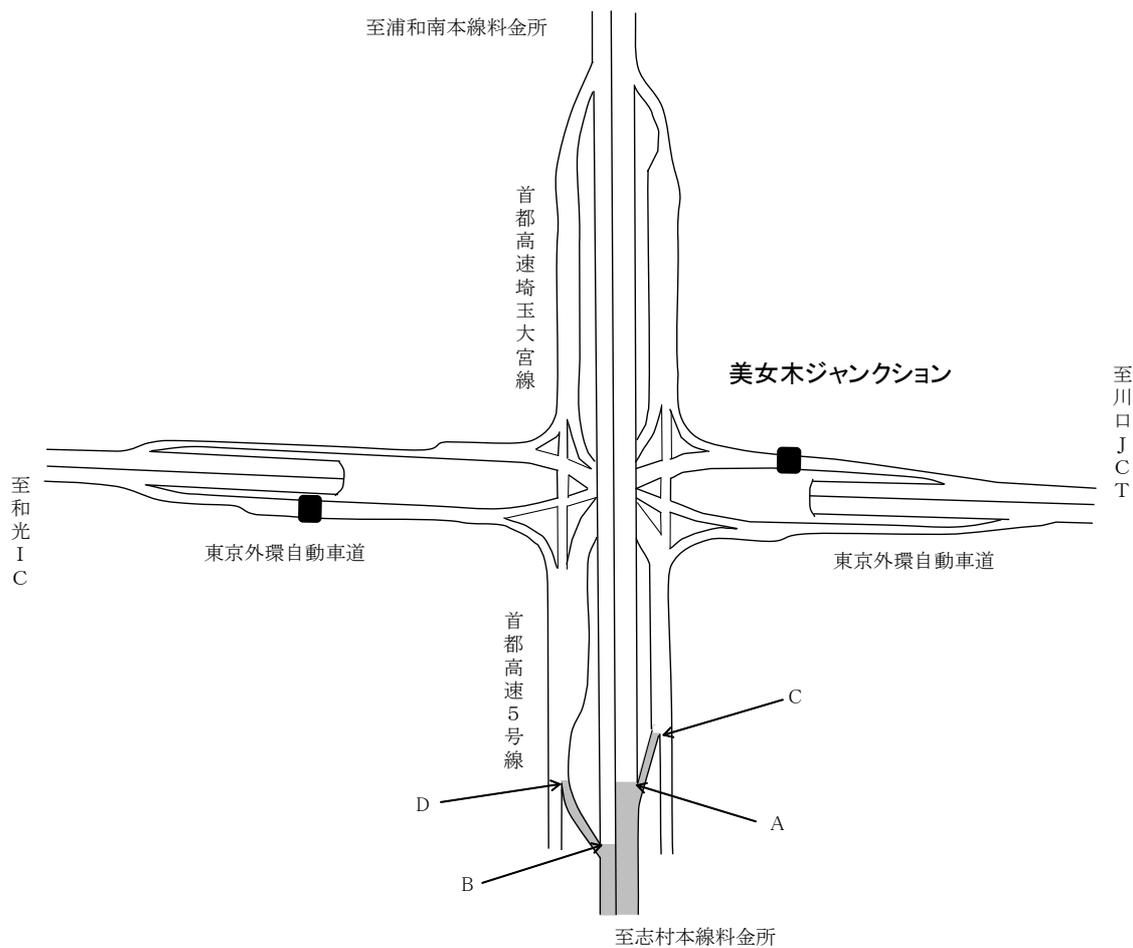
警視庁交通部長

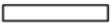
田 中 俊 恵

埼玉県警察本部交通部長

遊 馬 宏 志

別図



凡例	
警視庁担当範囲	
埼玉県警察担当範囲	

※ 協定区域線は、境界区分点(A、B地点ハードノーズ)の突端から中央分離帯に垂直に結んだ線とする。

〈A地点ハードノーズ地先〉

戸田市笹目四丁目35番地

〈B地点ハードノーズ地先〉

戸田市笹目五丁目1番地

※ 協定区域線は、境界区分点(C、D地点ハードノーズ)の突端から右側道路端に垂直に結んだ線とする。

〈C地点ハードノーズ地先〉

戸田市美女木四丁目22番地

〈D地点ハードノーズ地先〉

戸田市美女木五丁目2番地

別添 2 4

首都高速道路 1 号羽田線等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協
定

東京都公安委員会及び神奈川県公安委員会は、警察法（昭和 2 9 年法律 1 6 2 号）第 6 6 条第
2 項及び警察法施行令（昭和 2 9 年政令第 1 5 1 号）第 7 条の 3 第 2 項第 1 号の規定に基づき、
首都高速道路 1 号羽田線、首都高速道路神奈川 1 号横羽線、首都高速道路神奈川 5 号大黒線及び
首都高速道路湾岸線（以下「首都高速道路 1 号羽田線等」という。）における警視庁及び神奈川
県警察（以下「都県警察」という。）の警察官の交通取締り等に関する職権行使について、次の
とおり協定する。

平成 1 9 年 3 月 1 日

東京都公安委員会委員長

大 西 勝 也

埼玉県公安委員会委員長

小 塚 良 雄

（職権行使の区域）

第 1 条 都県警察の警察官は、首都高速道路 1 号羽田線等における交通の円滑と危険の防止を図
るため、当該道路のうち、次の各号に定める区域（以下「協定区域」という。）において、交
通取締り等の職権を行使することができる。

- (1) 警 視 庁 東京都大田区と神奈川県川崎市との境界から神奈川県内に 1 6 . 1 キロ
メートルまでの区域
- (2) 神奈川県警察 神奈川県川崎市と東京都大田区との境界から東京都内に 8 . 4 キロメー
トルまでの区域

（交通法令違反事件及び交通事故事件の送致（付））

第 2 条 協定区域における交通法令違反事件及び交通事故事件の送致（付）は、次の各号により
行うものとする。

- (1) 交通法令違反事件の送致（付）は、当該交通法令違反事件を捜査した警察官の所属する警
察が行うこと。
- (2) 交通事故事件の送致（付）は、当該交通事故事件の発生地を管轄する警察が行うこと。

（細目事項の委任）

第 3 条 この協定の実施について必要な細目事項は、警視総監及び神奈川県警察本部長が別に協
定するものとする。

附 則

この協定は、平成19年3月11日から実施する。

別添 25

首都高速道路 1 号羽田線等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目事項の協定

警視総監及び神奈川県警察本部長は、首都高速道路 1 号羽田線等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定（平成 19 年 3 月 1 日東京都公安委員会及び神奈川県公安委員会協定。以下「公安委員会協定」という。）に基づき、細目事項を次のとおり協定する。

平成 19 年 3 月 1 日

警 視 総 監
伊 藤 哲 朗
神奈川県警察本部長
井 上 美 昭

（相互の協力）

第 1 条 警視庁及び神奈川県警察（以下「都県警察」という。）は、公安委員会協定の実施に関して相互に協力するものとする。

（警ら区域等）

第 2 条 都県警察の警察官が相互に警ら及び交通法令違反の指導取締りを行う区域（以下「細目協定区域」という。）は、公安委員会協定第 1 条に規定する区域のうち、原則として次の各号に定める区域とする。

- (1) 警 視 庁 東京都大田区と神奈川県川崎市との境界から神奈川県内生麦ジャンクション及び大黒ジャンクションを経由する区域
- (2) 神奈川県警察 神奈川県川崎市と東京都大田区との境界から東京都内平和島インターチェンジまでの区域

（交通事故事件の処理）

第 3 条 細目協定区域における交通事故事件の処理は、当該交通事故事件の発生地を管轄する警察が行うものとする。

（応急措置）

第 4 条 都県警察の警察官は、それぞれの都県警察が管轄する区域を除く細目協定区域において、交通事故その他交通の安全と円滑を阻害する事案（以下「事故等」という。）を認知した場合は、当該事故等についての応急の措置を講ずるとともに、速やかに当該事故等の発生地を管轄する都県警察に通報するものとする。

（協力要請等）

第5条 都県警察は、細目協定区域において事故等が発生した場合で、相手方都県警察の警察官の協力を得て事故等を処理する必要があると認めるときは、当該区域内の相手方都県警察の警察官の協力を求め、必要により相手方都県警察に対し、警察官の出動その他の協力を要請することができるものとする。

(協力要請等の手続)

第6条 前条の規定による警察官の出動その他の協力要請は、警視庁高速道路交通警察隊長又は神奈川県高速道路交通警察隊長を通じて行うものとする。

附 則

この協定は、平成19年3月11日から実施する。